

## ○住民基本台帳法

(住民票の記載事項)

**第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載(前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)をする。**

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨

六 住民となつた年月日

**七 住所**及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日(職権で住民票の記載をした者については、その年月日)及び従前の住所

**八の二 個人番号**(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

九 選挙人名簿に登録された者については、その旨

十 国民健康保険の被保険者(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第五条及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第二十八条及び第三十一条第三項において同じ。)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十の二 後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者をいう。第二十八条の二及び第三十一条第三項において同じ。)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十の三 介護保険の被保険者(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第九条の規定による介護保険の被保険者(同条第二号に規定する第二号被保険者を除く。)をいう。第二十八条の三及び第三十一条第三項において同じ。)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十一 国民年金の被保険者(国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第七条その他政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者(同条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者

- を除く。)をいう。第二十九条及び第三十一条第三項において同じ。)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十一の二 児童手当の支給を受けている者(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条の規定により認定を受けた受給資格者(同条第二項に規定する施設等受給資格者にあつては、同項第二号に掲げる里親に限る。)をいう。第二十九条の二及び第三十一条第三項において同じ。)については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十二 米穀の配給を受ける者(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十条第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者で政令で定めるものをいう。第三十条及び第三十一条第三項において同じ。)については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの
- 十三 住民票コード**(番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)
- 十四 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

**第三十条の六 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項(同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報(住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項(住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項)並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を都道府県知事に通知するものとする。**

- 2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。
- 3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

(本人確認情報の利用)

**第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報(住民票コードを除く。次項において同じ。)を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番**

号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

- 一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。
- 二 条例で定める事務を遂行するとき。
- 三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
- 四 統計資料の作成を行うとき。

**2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。**

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

**二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。**

3 機構は、機構保存本人確認情報(個人番号を除く。)を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務に利用することができる。

4 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第八条第二項の規定による事務その他の番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものに利用することができる。

(都道府県の審議会を設置)

**第三十条の四十 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会(以下この条において「都道府県の審議会」という。)を置く。**

**2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。**

**3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。**

## 静岡県本人確認情報保護審議会条例

平成 14 年 7 月 22 日  
条例第 44 号

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 40 第 3 項の規定に基づき、静岡県本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員)

第 2 条 審議会は、委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第 3 条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (秘密を守る義務)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、経営管理部において処理する。

## (雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、平成 14 年 8 月 5 日から施行する。

## 附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

## 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 本人確認情報の保護に関する審議会の権限等について

### 1 法律上の権限

知事が住民票コードに係る契約条件としての告知要求禁止違反及びデータベース構成禁止違反に対して禁止命令をかける場合に意見を述べること。

法第30条の38の規定により、

- ・ 市町村長等以外の者(民間事業者)は、契約条件として、第三者に対し住民票コードの告知を求めてはいけない。
- ・ 市町村長等以外の者は、業として、住民票コードの記録されたデータベースであって他に提供される予定のものを構成できない。

- 知事は、上記規定に違反した者に対し中止勧告をすることができるが、違反者がその勧告に従わない場合、審議会の意見を聴いて当該違反者に対し禁止命令をかけることができる。

### 2 その他（住民基本台帳法逐条解説 参照）

法第30条の40第2項の規定により、県の審議会は、本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、又はこれらの事項に関して県知事に建議することができることとされている。具体的には、例えば次のようなものが考えられる。

- (1) 知事が管理する本人確認情報を利用する場合に制定される条例案を作成する際に、知事の諮問に応じて意見を申し出ること。また、条例に基づく本人確認情報の利用の具体的なあり方、その際の保護措置のあり方について、知事の諮問により調査審議すること。
- (2) 本人確認情報の保護措置のあり方について、知事がその組織的、技術的及び制度的な対応を定める際に、知事の諮問により調査審議すること。また、本人確認情報の処理にあたって個人情報の保護の観点から問題が生じた場合の改善策について、知事の諮問により調査審議すること。
- (3) 住民基本台帳ネットワークシステムに対する苦情の処理に関し、苦情処理体制のあり方や具体的な問題の処理方法等について、知事の諮問により調査審議すること。また、市町に関する苦情が寄せられた場合に、県知事から市町長への適切な指導のあり方について、知事の諮問により調査審議すること。
- (4) その他県における苦情の適切な処理や本人確認情報の利用のあり方を含む本人確認情報の保護に関して、住民基本台帳制度の県における運用状況を見ながら、又は住民の意見を踏まえながら、技術上の措置など運用上改善すべきと認めた点や条例上の措置など制度上改善すべきと認めた点などについて、知事に建議すること。